

中小企業振興条例の改正 (助成制度の見直し) に当たっての 論点整理

【目次】

● 総論 (助成制度全体にかかわる以下の6つの論点について整理)

論点	内容
論点①	● 助成制度の見直しについては、長期的な視点を持ちつつ、経済情勢の急激な変化や国の政策転換に対して、市長のリーダーシップにより迅速に対応できるよう、柔軟に運用できる構成にする必要はないか。
論点②	● 市が実施する中小企業向け補助制度の中で、条例に規定するものとししないものを整理する必要はないか。
論点③	● 前回の見直しから約10年が経過し、中小企業が抱える課題が大幅に変わっている可能性があることから、それに対応する制度内容とする必要はないか。
論点④	● 助成制度の見直しに当たっては、国・県が実施する補助制度との棲み分けを図る必要はないか。
論点⑤	● 施行規則や事務取扱要綱に規定している各種手続等について、市の「補助金等の交付に関する規則」との整合性を図る必要はないか。
論点⑥	● 助成制度の見直しに当たっては、丁寧な意見聴取を行う必要はないか。

● 各論 (総論での整理を踏まえつつ、各助成制度ごとに見直しの方向性や具体的な制度内容に関する論点を整理)

各論	助成制度	各論	助成制度
(1)	● 高度化事業	(4)	● 新事業活動
(2)	● 共同施設設置事業	(5)	● 技能者の養成
(3)	● 指定地域内への工場等の設置	(6)	● 新たな助成制度の検討

1. 総論

1. 総論

- ① 助成制度の見直しについては、長期的な視点を持ちつつ、経済情勢の急激な変化や国の政策転換に対して、市長のリーダーシップにより迅速に対応できるよう、柔軟に運用できる構成にする必要はないか。

(議論の背景)

【長期的視点】

- これまで約10年程度の間隔で助成制度の見直し（条例改正）を実施している。
- 「中小企業・小規模企業振興基本条例（令和4年4月施行）」において、市が中小企業振興施策を実施することの目的を「本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与すること」と掲げ、市はこの目的の達成のため、**継続的に**各種施策を推進することとしている。
- 企業の大規模投資や人材育成は一朝一夕で済むものではないため、市には**安定的な**施策の実施が求められている。
- 長期ビジョンを掲げて事業活動を行う企業に対して、市も**長期的な**視点から支援の方向性を打ち出すことが求められている。

次ページ



1. 総論

【柔軟な運用】

- 昨今、地域経済を取り巻く環境は以前に比べ短時間で変化することが多く、国や県も速やかに対応している。
- また、新型コロナウイルス感染症の流行によって急激なデジタル化などのパラダイムシフト（価値観の大幅な変化）が発生しており、今後も同様の事例に備える必要がある。

(見直しの方向性)

- 企業が長期的な事業を展開できるよう、今後10年程度先を見据えた制度内容とする。
 - ➔ 具体例：今後10年間では変容しにくい（将来的なニーズが想定されるか）重要な内容を条例に規定する。
- 条例の内容（改廃）は、市議会の議決事項であること踏まえ、真に重要な事項を規定する。
 - ➔ 具体例：条例には助成制度の方向性や考え方を規定し、詳細は施行規則に規定する。
- 突発的な経済事象の発生や国の政策転換に速やかに対応・アップデートできるような構成にする。
 - ➔ 具体例：施行規則に助成要件や助成率、助成上限額等を規定する。

1. 総論

② 市が実施する中小企業向け補助制度の中で、条例に規定するものとしな
いものを整理する必要はないか。

(議論の背景)

- 市では、本条例に基づく助成制度のほかに中小企業向け補助制度を実施しているが、**条例に規定する助成制度とするに当たっての整理が行われていない。(基準がない)**

条例に基づく助成制度	その他の助成制度[例]
<ul style="list-style-type: none">● 中小企業振興助成金 (高度化事業)● 中小企業振興助成金 (共同施設)● 中小企業振興助成金 (指定地域)● 中小企業振興助成金 (新事業活動)● 中小企業振興助成金 (技能者養成)	<ul style="list-style-type: none">● 産学官共同研究開発支援事業補助金● 国内特許等出願費補助金● 海外販路拡大支援事業補助金

(見直しの方向性)

- **条例に規定する基準を設けた上で、具体的な助成内容を検討する。**
 - ➔ 基準の具体例：条例に基づく助成制度の役割は、「市の姿勢・スタンスの対外的な明示」と「施策の連続性の担保」と考えられることから、**地域経済の発展に著しい効果があることや、あらゆる経済情勢に対して今後10年間にわたり効果が認められることを基準にすることが考えられる。**さらに「地域経済の発展に著しい効果」という点では、**ある程度の規模の投資 (最低事業費の設定)**が必要と考えられる。

1. 総論

- ③ 前回の見直しから約10年が経過し、中小企業が抱える課題が大幅に変わっている可能性があることから、それに対応する制度内容とする必要はないか。

(議論の背景)

- 中小企業庁が発行した2024年版中小企業白書や第2回振興会議における地域経済に関する勉強会、市が令和4年度に策定した「中小企業・小規模企業振興ビジョン」において、**中小企業が抱える課題として挙げられたものは以下のとおり**。
 - ✓ 深刻化する人手不足に対応していくための賃上げ・職場環境の整備・省力化投資・単価引上げ（価格転嫁）（**白書**）
 - ✓ I T化を通じた生産性・企業付加価値の向上（**勉強会**）
 - ✓ 事業活動の活性化、創業・事業承継の促進、人材確保と働き方改革の推進、デジタル化の促進、カーボンニュートラルの取組の促進（**ビジョン**）

(見直しの方向性)

- これらの課題解決を目的に、新たな助成制度の創設を含め、具体的な助成内容を検討する。
 - ➡ 具体例：各論において提示

1. 総論

④ 助成制度の見直しに当たっては、国・県が実施する補助制度との棲み分けを図る必要はないか。

(議論の背景)

● 国・県においても多くの補助制度を設けている。➡ 詳細は「資料4」を参照

【国・県・市が実施する補助制度の分析】

- 縦軸で見ると、国では、昨今の「人手不足」に対応するため、省力化や労働生産性の向上に資するハード（設備）に関する補助制度が充実。
- 県では、社会経済課題（カーボンニュートラル・DX）の解決に向けた補助制度を整備。
- 市では、ハード（建物・設備）のほか、事業拡大（ソフト）や経営能力の向上、事業承継など、多角的に補助制度を整備。
- 一方で、横軸（目的・取組内容）で見ると、「新技術・新商品・新サービス開発」「販路拡大・顧客獲得」は支援が手厚いが（国・県・市が共に補助制度を整備している）、「人的体制の強化」「事業承継」に関する補助制度の整備が進んでいない。
- さらに、全体を俯瞰して見ると、中小企業団体向けの補助制度が少ない印象。

次ページ



1. 総論

(見直しの方向性)

- 国や県が実施する補助制度との棲み分けを図りつつ、具体的な助成内容を検討する。
 - ➔ 具体例は各論において提示
- なお、市の助成制度は、以下のような観点から制度設計を検討。

- ✓ 国・県の補助制度がない部分を市が補助
- ✓ 国・県の補助制度で対象外となる部分を市が補完する形で補助
 - ➔ 具体例：国の補助制度の事業費の下限が200万円となっている場合、市が200万円以下の事業を対象に補助
- ✓ 国・県の補助制度はあるが、市が重点的に進める分野を上乗せして補助

1. 総論

- ⑤ 施行規則や事務取扱要綱に規定している各種手続等について、市の「補助金等の交付に関する規則」との整合性を図る必要はないか。

(議論の背景)

- 現状、本条例施行規則と補助金等交付規則との規定に差異がある。主な例は以下のとおり。

例 1) 事業着手の時期

→補助事業の実施に当たっては、市の事前審査後（交付決定後）の事業着手が原則の中、特段の手続なしで、事業審査前（交付決定前）の事業着手が認められている。

例 2) 助成金の支払

→助成金の交付は事業完了後に行うこと（確定払）が原則の中、特段の手続なしで、事業完了前の交付（概算払）が認められている。

(見直しの方向性)

- 市の「補助金等の交付に関する規則」との整合性を図る。

- ➔ 具体例 1 : 市の事業審査後（交付決定後）の事業着手を原則とし、事前の事業着手を希望する場合には、その旨の届出を求める。
- ➔ 具体例 2 : 事業完了後の確定払を原則とする。

1. 総論

⑥ 助成制度の見直しに当たっては、丁寧な意見聴取を行う必要はないか。

(議論の背景)

- 当市の市政運営に当たっては「対話と共感」をスローガンに掲げており、助成制度の見直しに当たっては、助成対象者である中小企業者や中小企業団体の理解を得ることも重要。
- また、中小企業・小規模企業振興基本条例においても、中小企業振興施策の実施に当たっては、中小企業者の意見を聴き、適切に施策に反映するように努めることとしている。

(見直しの方向性)

- 助成制度の見直しに当たっては、時期を見定めて意見聴取を行うことを検討。
 - ➡ 具体例：✓関係機関・中小企業団体へのヒアリングの実施
 - ・関係機関 → 中小企業者の意見を間接的にヒアリングを実施
 - ・中小企業団体 → 青森県中小企業団体中央会のほか、本助成制度の利用実績の多い事業協同組合等からヒアリングを実施
 - ✓パブリックコメントの実施（全市民に対する意見聴取）

2. 各論

2. 各論

各論では、総論の方向性（以下の論点①～④）に基づき、現行助成制度の見直しの方向性とを整理する。

論点①：将来的なニーズがあるか

論点②：条例に規定する基準を満たしているか

論点③：課題解決につながるか

論点④：国や県の補助制度との棲み分けが図られているか（重複していないか）

●あわせて、現行助成制度に不足している内容を整理する。

●なお、見直し後の助成制度の具体的な内容（対象経費、助成上限額、助成率等の見直し）については、本日の審議を踏まえ、次回会議で提示する。

2 (1) . 高度化事業に対する助成

2 (1) . 高度化事業に対する助成

総論	①将来的なニーズ	②条例規定の可否	③課題解決の可能性	④棲み分け
<p>現状・今後の見通し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内河原木地区の民間卸団地の拡張工事が今年度完了し、その拡張エリアに進出を予定している企業が、高度化事業（高度化資金）の利用を予定している。 ● 高度化事業は、過去に高度化事業を利用して整備した団地や施設のリニューアルにも利用可能で、「時代の変化に対応するための団地の再編」や「整備後相当程度の年数を経過し老朽化した施設の再整備」に関するニーズも存在することが考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高度化事業は、中小企業が連携して経営基盤の強化等を図るものであり、例えば、企業団地、卸団地、共同倉庫、共同店舗（ショッピングセンター）の整備等が対象となる。 ● 市内の過去の事例を見ても、高度化事業を利用した民間の大規模開発事業は、地域経済の発展や雇用の創出、市民生活の向上に特に寄与してきている。 ● これを踏まえると、地域経済の発展に著しい効果があり、また、向こう10年間にわたり効果が認められると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現下の課題との整合性について、高度化事業では、以下の課題の解決に寄与すると見込まれる。 ✓人手不足に対応していくための省力化投資（白書） ✓IT化を通じた生産性・企業付加価値の向上（勉強会） ✓事業活動の活性化、デジタル化の促進、カーボンニュートラルの取組の促進（ビジョン） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状、国・県で実施している中小企業団体向けのハード整備支援は高度化事業（貸付制度）のみであり、当市が実施する本助成制度との棲み分けが図られていると考えられる。
<p>結果</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>

2 (1) . 高度化事業に対する助成

(見直しの方向性)

- 総論（論点①～④）に基づく整理結果を踏まえると、「継続」する方向性で本項目に関する具体的な制度設計を進める。
- なお、具体的な内容に関する論点は次のとおり。

	内 容	論 点
目 的	事業活動の高度化（大規模開発）を通じた中小企業の振興	—
助 成 対 象 者	中小企業団体、中小企業者（団体の構成員に限る）	—
助 成 内 容	県から高度化資金の貸付を受けて実施する事業に対する助成	—
助 成 率	高度化資金貸付額の5/100	
助 成 上 下 限 額	上限額 1 億5,000万円、下限額なし	● 下限額を設ける必要はないか。

2 (2) . 共同施設設置事業に対する助成

2 (2) . 共同施設設置事業に対する助成

総論	①将来的なニーズ	②条例規定の可否	③課題解決の可能性	④棲み分け
<p>現状・今後の見通し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 低金利時代の長期化に伴う高度化資金のメリット低下や、平成26年度改正による制度拡充（助成対象に更新、改修を追加、助成上限額を3,000万円に引き上げ）により、近年の利用実績が非常に伸びている。 ● 近年の事業協同組合による利用状況を踏まえると、今後も相当程度のニーズが存在すると考えられる。 ● 他方、商業関連施設については、商店街団体の現状等を踏まえるとニーズは少ないと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本助成制度は、高度化事業と同様に、中小企業が連携して経営基盤の強化等を図るものであり、過去の事例では、共同倉庫・共同冷蔵庫の整備や、施設設備の改修・更新等がある。 ● 経営者の高齢化や人手不足が顕在化している中で、中小企業が連携して事業を行うことによって、効率的な事業活動（人・モノ・時間）や更なる事業拡大が見込まれる。 ● これを踏まえると、地域経済の発展に著しい効果があり、また、向こう10年間にわたり効果が認められると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現下の課題との整合性について、本助成制度では、以下の課題の解決に寄与すると見込まれる。 ✓人手不足に対応するための省力化投資（白書） ✓IT化を通じた生産性・企業付加価値の向上（勉強会） ✓事業活動の活性化、デジタル化の促進、カーボンニュートラルの取組の促進（ビジョン） ● 助成対象が広範にわたること鑑みると、課題解決を加速させるためには、取組内容に応じた助成率の加算などのインセンティブを設けることが有効であると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状、国・県で実施している中小企業団体向けのハード整備支援は高度化事業（貸付制度）のみであり、先述の「高度化事業に対する助成」と同様に、本市が実施する本助成制度との棲み分けが図られていると考えられる。
<p>結果</p>	<p>△</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>

2 (2) . 共同施設設置事業に対する助成

(見直しの方向性)

- 総論（論点①～④）に基づく整理結果を踏まえると、「継続」する方向性で本項目に関する具体的な制度設計を進める。
- なお、具体的な内容に関する論点は次のとおり。

	内 容	論 点
目 的	経営資源の補完・合理化による中小企業の振興	—
助 成 対 象 者	中小企業団体	—
助 成 内 容	共同で利用する施設の新設、増設、更新又は改修を行う事業に対する助成	<ul style="list-style-type: none">● 商店街団体が実施する商業関連施設の設置を助成対象から分離・独立させてはどうか。● 助成対象施設を実施主体の事業活動に直接的に供する施設に重点化してはどうか。
助 成 率	事業費の20/100	<ul style="list-style-type: none">● 助成率を一律に固定するのではなく、事業主体の取組内容に応じてインセンティブ（助成率の段階的アップ）を設けてみてはどうか。
助 成 上 下 限 額	上限額3,000万円、下限額200万円	—

2 (3) . 指定地域への工場等の設置に 対する助成

2 (3) . 指定地域への工場等の設置に対する助成

総論	①将来的なニーズ	②条例規定の可否	③課題解決の可能性	④棲み分け
<p>現状・今後の見通し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 近年の利用状況は低調であり、その理由としては、以下のことが考えられる。 ✓現在の指定地域は、桔梗野工業団地と北インター工業団地の2団地であるが、両団地とも相当程度分譲が進んでいること。 ✓上記2団地に加え、市内工業地域・準工業地域に工場を設置する際には、交付額がより有利な「企業立地促進条例に基づく奨励金」の交付を受けることが可能。 (本助成制度との併用も不可) ● 令和8年には北インター第2工業団地の分譲開始が控えているものの、このような背景を踏まえると、今後も低調な状況が続くことが考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本助成制度は、先述の2制度とは異なり、個社利用を主眼にした制度であることや、これまでの利用件数や事例を見ても、地域経済への波及効果は限定的と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現下の課題との整合性について、本助成制度では、以下の課題の解決に寄与すると見込まれる。 ✓事業活動の活性化（ビジョン） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 個社向けのハード補助制度として、国では「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金」、県では「産業立地促進費補助金」を実施しているが、対象となる事業規模・エリアの観点から制約がある。（ハードルが高い） ● 一方、市内部でも、桔梗野と北インターの2団地への進出を対象とし、交付額がより有利な「企業立地促進条例に基づく奨励金」が存在している。 ● また、工業エリアへの工場の設置という観点では、先に議論した「高度化事業に対する助成」とも類似性が認められる。
結果	×	×	○	×

2 (3) . 指定地域への工場等の設置に対する助成

(見直しの方向性)

- 総論（論点①～④）に基づく整理結果を踏まえ、「市が実施する他制度と整理・統合」する方向性を進める。

	内 容	論 点
目 的	指定地域への工場の集約を通じた中小企業の振興及び良好な都市環境の整備	—
助 成 対 象 者	中小企業者、中小企業団体	—
助 成 内 容	指定地域（桔梗野工業団地・北インター工業団地）への工場等の新設、移設、増設する事業に対する助成	市が実施する 他制度と 整理・統合
助 成 率	課税固定資産税額の50/100（課税開始後、3か年度にわたり助成）	
助 成 上 下 限 額	上限額300万円/年度、下限額なし	—

2 (4) . 新事業活動に対する助成

2 (4) . 新事業活動に対する助成

総論	①将来的なニーズ	②条例規定の可否	③課題解決の可能性	④棲み分け
<p>現状・今後の見通し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 元来、事業転換等の「企業革新型・大規模経営革新型の第二創業」をターゲットにした補助制度であったが、平成26年度に「中・小規模の経営革新型第二創業」をターゲットにする見直しを行って以降、コンスタントに利用実績がある。 ● 社会経済活動の正常化や、インバウンドの増加が進む中で企業が持続的に成長していくためには、将来性を見込んだ投資行動が有利であり、これを踏まえると、今後も継続的にニーズが存在すると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本助成制度は、制度目的や利用件数・事例を踏まえると地域経済への一定の波及効果は認められるが、個社利用を主眼にした制度であり、「著しい効果」とまでは言えないと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現下の課題との整合性について、本助成制度では、以下の課題の解決が可能と見込まれる。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 人手不足に対応するための省力化投資、単価引上げ（価格転嫁）（白書） ✓ I T化を通じた生産性・企業付加価値の向上（勉強会） ✓ 事業活動の活性化、事業承継の促進、デジタル化の促進（ビジョン） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状、国・県を合わせて、「新技術・新商品・新サービス開発」「販路拡大・顧客獲得」に関する補助制度が非常に充実している状況。 ● また、市でも「産学官共同研究開発支援事業補助金」「国内特許等出願費補助金」等の目的が類似する補助制度が存在。
<p>結果</p>	<p>○</p>	<p>×</p>	<p>○</p>	<p>×</p>

2 (4) . 新事業活動に対する助成

(見直しの方向性)

- 総論（論点①～④）に基づく整理結果を踏まえ、「条例に定める助成制度から除外する」が、将来的なニーズと課題解決への有効性を考慮し、「条例に規定しない一般補助制度で継続」する方向性を進める。

	内 容	論 点
目 的	経営革新の促進を通じた中小企業の振興	● 一般補助制度として継続するに当たり、国・県の類似制度との棲み分けを図るとともに、市の類似制度と整理・統合も検討してみてはどうか。
助 成 対 象 者	中小企業者、中小企業団体	
助 成 内 容	新事業活動（新商品の開発・生産、新役務の開発・提供等）に対する助成	
助 成 率	事業費の50/100	
助 成 上 下 限 額	上限額300万円又は200万円、下限額なし	

2 (5) . 技能者の養成に対する助成

2 (5) . 技能者の養成に対する助成

総論	①将来的なニーズ	②条例規定の可否	③課題解決の可能性	④棲み分け
<p>現状・今後の見通し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域事業所においては、少子化や人口減少等により人材確保が難しくなっている状況にあり、技能者・職人の不足が顕著で、また高齢化も進んでいる。 ● 事業活動の継続、技能等の継承のために人材育成の必要性を感じている一方で、時間・指導者・資金などの問題から取組が進んでいない状況にある。 ● また、ものづくりの分野においてもDXの導入が推進されており、DX等の技術革新にも対応できる人材の育成も求められてくる。 ● 今後も人手不足が見込まれる中、技術・技能の継承や人材育成の重要性はますます高まることが考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 当市は、全国平均と比較して建設業・製造業が集積しているが、どちらも専門的な技能者・職人の存在が非常に重要。 ● また、今後見込まれるDX・技術革新に対応していくためには、これまで以上の職業能力開発に取り組んでいく必要がある。 ● これらを踏まえると、複数社の技能者を一元的に訓練することができる認定職業訓練は、地域経済の発展に著しい効果があり、かつ、向こう10年間にわたって効果が認められると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現下の課題との整合性について、本助成制度では、以下の課題の解決が可能と見込まれる。 <ul style="list-style-type: none"> ✓人手不足に対応するための単価引上げ（価格転嫁）（白書） ✓IT化を通じた生産性・企業付加価値の向上（勉強会） ✓人材確保、デジタル化の促進（ビジョン） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状、国・県から「認定職業訓練運営事業費補助金」（補助率：対象事業費の2/3）の交付が行われている。 ● しかしながら、「人手不足の深刻化」という現状のほか、将来ニーズや課題解決の可能性を踏まえると、市も引き続き重点的に支援していく必要があると考えられる。
<p>結果</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>

2 (5) . 技能者の養成に対する助成

(見直しの方向性)

- 総論（論点①～④）に基づく整理結果を踏まえると、「継続」する方向性で本項目に関する具体的な制度設計を進める。
- なお、具体的な内容に関する論点は次のとおり。

	内 容	論 点
目 的	地域の産業を支える技能人材の育成を通じた中小企業の振興	—
助 成 対 象 者	中小企業者、中小企業団体、職業訓練法人	—
助 成 内 容	技能者の育成事業（職業訓練（普通課程）の実施）に対する助成	● 助成対象事業に「短期過程」も加える必要はないか。
助 成 金 額	300千円+3千円×訓練者数	● 平成5年度以降、助成金額の見直しが行われておらず、昨今の資材費や人件費の高騰を踏まえ、見直す必要はないか。
助 成 上 下 限 額	上限額70万円、下限額30万円	● 助成金額の見直しに合わせ、助成上下限額の見直しを行う必要はないか。

2 (6) . 新たな助成制度の検討

2（6）．新たな助成制度の創設の検討

① 支援制度が少ない分野に、新たな助成制度を設ける必要はないか。

（議論の背景）

- 「資料4」を見ると、「人的体制の強化」の分野の支援が少ない。
- 中小企業白書では、人手不足に上手に対応している（十分な人手を確保できている）企業では、「働きやすい職場づくり」の取組が進んでいるとの分析結果が示されている。

（新たな助成制度の方向性）

- 「働きやすい職場づくりに資する取組」への助成制度を創設する方向性で本項目に関する具体的な制度設計を進める。

	内 容	論 点
目 的	働きやすい職場づくりの取組を通じた人材の確保	—
助 成 対 象 者	中小企業者、中小企業団体	—
助 成 内 容	働きやすい職場づくりに資する取組への助成	● 「働きやすい職場づくりに資する取組」として、どのようなものが挙げられるか。
助 成 率	次回会議でお示し	—
助成上下限額	次回会議でお示し	—

2 (6) . 新たな助成制度の創設の検討

② 現下の経済情勢や企業課題の解決を図るため、これまでの切り口とは異なる新たな助成制度を設ける必要はないか。

- 既存制度の見直しは必要であるが、中小企業が変化し続ける経済環境や課題に対応し、成長していくためには、既存の取組に加えて、地域における先行モデルが必要。
- 国では2021年から「産業政策の新機軸」を定め、社会経済課題の解決のための「ミッション志向の産業政策」を掲げ、リソースを重点投下。
- 当市もそれに倣い、地域の中小企業が抱える課題と社会経済課題に総合的に取り組む企業（モデル企業）に絞って支援する新たな制度の創設を検討してみてもどうか。

(社会経済課題の整理)

- 現下の中小企業が抱える最も大きな課題は「人手不足」
- 人手を確保するためには、成長する企業の姿勢と好待遇での雇用が必要。

社会経済
課題

- 企業の成長に必要なもの → 経営力強化、生産性向上、省力化投資 等
- 好待遇の雇用 → 賃上げ、働きやすい職場づくり

次ページ



2 (6) . 新たな助成制度の創設の検討

(新たな助成制度の方向性)

- 地域の中小企業が抱える課題と社会経済課題の解決に総合的に取り組む「モデル企業」を支援する好条件の助成制度を設ける方向性で本項目に関する具体的な制度設計を進める。
- なお、具体的な内容に関する論点は次のとおり。

	内 容	論 点
目 的	「課題解決モデル企業」への重点支援を通じた中小企業の振興	—
助 成 対 象 者	中小企業者、中小企業団体のうち、市が設ける課題の解決に総合的に取り組み、地域のモデルとなるもの	—
助 成 内 容	課題解決の取組の強化又は更なる成長行動（積極的投資活動）への助成	● 更なる成長行動（積極的投資活動）として、どのようなものが挙げられるか。
助 成 率	次回会議でお示し	—
助 成 上 下 限 額	次回会議でお示し	—